

各務原市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和4年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり監査の結果に関する報告を公表する。

なお、今回の監査に当たっては、塚原甫前監査委員は令和5年2月27日まで関与し、大竹大輔監査委員は令和5年2月28日から関与した。

令和5年3月29日

各務原市監査委員 五 島 浩 利

各務原市監査委員 榎 谷 清 美

各務原市監査委員 大 竹 大 輔

財政援助団体等監査結果報告書（各務原市小中学校長会）

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2. 監査の実施日及び場所

令和4年12月14日から令和5年3月29日まで

各務原市産業文化センター8階第1特別会議室

（各務原市那加桜町2丁目186番地）

3. 監査の対象

令和3年度学校経営振興事業（補助金額：9,708,898円）

（対象団体）各務原市小中学校長会

市内の小中学校教育の充実を図ることを目的とし、教育行政機関及び関係諸団体等との連携強化と要望・提言活動の推進、会員及び教職員の研修の充実と教育実践の振興等を図る事業を実施している。

（所管部課）教育委員会事務局総務課

4. 監査の主な実施内容及び着眼点

各務原市監査基準に基づき、市が財政的援助を与えている団体を対象に、当該財政的援助に係る出納その他の事務が目的に沿って行われているかどうかについて、あらかじめ提出された関係書類を確認するとともに、関係職員に質問して、回答又は説明を求める等の方法により実施した。なお、主な着眼点は、次のとおりである。

所管部 課関係	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の決定は、法令等に適合しているか。 ・補助金交付要綱等は、適正に整備されているか。 ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は、適正か。 ・補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。また、補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体についても同様の確認がなされているか。 ・補助金等の受領団体の事務が市内部で行われていないか。また、行われている場合、その内容や理由は、妥当か。
団体関係	<ul style="list-style-type: none"> ・出納関係帳票等の整備及び記帳は、適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。 ・補助金等に係る収支の会計経理は適正か。 ・補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。 ・団体の監査役又は監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・監査委員が必要と認めたもの

第2 監査の結果

対象団体の財政的援助に係る出納その他の事務については、概ね適正かつその目的に沿って行われているものと認められたが、一部に改善を要する事項が見受けられた。なお、軽微な事項については、その都度、口頭で留意を促し、指摘事項及び要望事項については、次のとおりである。

【指摘事項】（措置を講ずることを求める事項）

○ 学校経営振興交付金交付要領について

学校経営振興交付金（以下「交付金」という。）の交付の対象、交付申請、交付決定等に関し、学校経営振興交付金交付要領を教育長決裁で定めている。予算の執行（交付金の交付）に関する事項を教育長が定めているのは適当ではないと考えるので、市長決裁による要綱の制定等適切な措置を講じられたい。

また、現在、交付金を流用しようとする場合は、教育委員会事務局総務課長宛に申請し、その承認も課長名で行っているが、市長に申請し、市長が承認すべきであると考えられるので、併せて規定の整備をされたい。

【要望事項】

(1) 交付金の適正な管理・執行について

交付金のうち、学校経営予算については26校中17校、児童生徒のための予算については26校中24校が交付額と執行額が同額で、剰余金が発生しなかった。事業計画における見積りが正確であった場合もあると考えるが、この交付金が公金であることに十分留意し、複数の事業者から見積もりを徴取させる等最大限経費の節減に努めるとともに、むやみに流用を認めず、適正な執行に努め、剰余金が発生する場合は、適切に市に返還させるよう指導されたい。

(2) 所得税の源泉徴収について

多くの学校において、講師謝礼金の支出が見受けられるが、その大半で所得税の源泉徴収が必要となるので、手続漏れがないように、源泉徴収に関し、周知徹底されるよう十分指導されたい。

(3) 事業計画に係るヒアリング等の実施に係る議事録の作成について

各学校の事業計画に関し、教育委員会でヒアリングを実施し、事業計画の内容の検討・査定を経て、交付金額の決定に至る。決定に至るまでの過程においてどのような意見が出され、どのような理由で事業の採択・不採択及び金額が決定されたかについては非常に重要なことであると考えるので、説明責任の観点からも、議事録（議事の概要を記したもの）を作成し、交付金の文書ファイル内に一連の書類として適切に保存されたい。